

日本国内で感染が拡大するなか、4月7日には7都道府県（東京、千葉、埼玉、神奈川、大阪、兵庫、福岡）に緊急事態宣言が出されることとなりました。助产学専攻科の皆さんにとっては就職試験のことを心配していると思いますが、今は、日本国民全体で感染拡大防止に取り組んでいる時期です。就職試験についての本学の対応方針を改めてお知らせします。

- すでに4/2付で学長よりSTUメールで発信しているとおり、感染拡大地域（少なくとも緊急事態宣言を受けた7都道府県）への往来は、ひとまず、5月末まで自粛を求めます。
- 試験日程について、再度、先方にもよく確認してください。
- この期間に真にやむを得ず、採用試験を受けに行く場合には必ず、事前にクラス顧問に申し出てください。その場合にも、戻ってきてから2週間は、学内授業・臨地実習期間に限らず、自宅待機とします。
- 7都道府県以外でも移動に伴う感染リスクが考えられますので、受験日や移動方法等、事前にクラス顧問に相談してください。
- クラス顧問に相談していない場合は、事務局では必要書類の発行ができません。申請用紙にクラス顧問の印をもらってください。
- 自粛期間の解除もしくは延長については、感染拡大の状況をみながら後日お知らせします。